



平成 29 年 4 月 26 日

各 位



会 社 名 株式会社アイレックス
代表者名 代表取締役社長 高橋 譲治
(JASDAQ・コード 6944)
問合せ先
取締役 管理本部長 亀井 康之
電話 03-3419-5111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月22日開催予定の第75回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 本店所在地の変更

本年 3 月 13 日（移転及び営業開始日）に池尻大橋に本社を移転したことによる定款を変更するものです。

登記上の本店所在地は、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会において承認後、現在の東京都中央区から東京都世田谷区へと変更いたします。

※詳細につきましては平成 29 年 1 月 25 日開示済みの「本社移転に関するお知らせ」を参照願います。

(2) 種類株主総会に関する基準日の設定

当社では、東京証券取引所より、「売買単位の集約に向けた行動計画」を發表され、投資家の利便性向上のために、普通株式の売買単位を来年度秋をめどに集約することを進めております。

また当社は種類株式を発行しているため、定時株主総会と共に種類株主総会での決議が必要となってくることから、基準日に関する条項を新たに設定するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）平成29年6月22日（木曜日）

定款変更の効力発生日（予定）平成29年6月22日（木曜日）

以 上

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に置き、その謄本を5年間支店に備置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第21条 第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第16条、第17条、第19条および第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p> <p>第22条～第48条 (現行どおり)</p>

以 上